

## 高浜町シニアスポーツ・文化活動補助金交付要綱

高浜町教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、シニア層のスポーツ・文化活動を行う団体に対し、遠征費または行事の主催に要する経費の一部を補助することにより、高浜町のシニア層の各種スポーツ・文化活動への参加を促し、健康増進を図ること及びコミュニティの形成を目的に、高浜町シニアスポーツ・文化活動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において補助の対象となる「スポーツ・文化活動」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国・都道府県規模のスポーツ・文化団体等が主催する大会・行事への参加
- (2) 地方公共団体が主催又は後援する大会・行事への参加（ただし、高浜町スポーツ協会又は高浜町文化協会に加盟する団体が参加する場合に限る。）
- (3) スポーツ団体または文化団体が、複数団体の相互の交流を目的に、町内において主催する大会・行事

(補助要件)

第3条 町長は、町内に住所を有する満60歳以上の者が半数以上で構成され、かつ、町内に活動拠点を有する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(一部適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、国、県、町又は町内のスポーツ・文化団体等から奨励金、補助金及び助成金等の交付を受けている場合は、その額を補助対象経費から差し引くこととする。

(補助の対象とする経費)

第5条 補助の対象とする経費は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金)

第6条 補助金の額は、次の各号定めるところによる。

- (1) 大会・行事に参加するための遠征は、補助対象経費の2分の1とし、1団体あたり100,000円を当該年度内における上限とする。
- (2) 大会・行事の主催は、補助対象経費の2分の1とし、1団体あたり200,000円を当該年度内における上限とする。

2 前項において1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、スポーツ・文化活動が行われる日の7日前までに、準用する高浜町補助金等交付規則（平成15年高浜町規則第6号）（以下「規則」という。）第6条に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）を町長に届け出るものとする。

2 申請は、団体の代表者が行うものとする。

(補助の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による補助金等交付申請書の提出があった場合には、大会・行事等の内容を審査し、その結果を交付決定した団体（以下「補助対象団体」という。）へ規則第9条に規定する補助金等交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 前項の通知後において補助申請した内容に変更を生じた場合には、補助対象団体は規則第8条第2項に規定する補助事業等変更・中止・廃止承認申請書（様式第2号）を速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象団体は、事業完了後1カ月以内に規則第14条に規定する補助事業等実績報告書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(補助額の決定)

第10条 町長は補助事業等の完了又は廃止にかかる補助事業等の成果の報告を受けられる場合においては、報告書等の書類を審査した上で交付すべき補助金等の額を確定し、規則第15条に規定する補助金等確定通知書（様式第5号）により補助対象団体に通知する。

(補助金の交付等)

第11条 補助金は、申請団体から規則第17条に規定する補助金等交付金請求書（様式第6号）があった後に交付するものとする。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和4年6月10日から施行する。

附則

この要綱は令和6年5月1日から施行する。

## 別表 1

## スポーツ・文化活動に参加するために遠征する場合の補助対象経費

| 項目  | 内容                                | 留意事項  |
|-----|-----------------------------------|---|
| 交通費 | 鉄道運賃（実費）、バス等の借上料、代行運転手数料、有料道路通行料等 | 私有車を利用する場合は、高浜町職員の私有車の公務使用に関する要綱（平成 27 年高浜町告示 26 号）第 6 条第 2 項の単価により計算した額に、利用台数を乗じた額とする。 |
| 宿泊費 | 宿泊費                               | 高浜町一般職の職員等の旅費に関する条例（平成 29 年高浜町条例第 3 号）に規定する額または実費宿泊費のいずれか少ない額とする。                       |

## 別表 2

## スポーツ・文化活動を主催する場合の補助対象経費

| 項目       | 内容                              | 留意事項                 |
|----------|---------------------------------|----------------------|
| 報償費      | 講師、外部協力者等の謝金等                   |                      |
| 旅費       | 講師、外部協力者等の旅費、宿泊費等               |                      |
| 消耗品費     | 直接必要な事務用品、物品の購入等                |                      |
| 食糧費      | 講師、外部協力者等のお茶、弁当代等               | 懇親会や親睦会に係る費用は対象外とする。 |
| 印刷製本費    | チラシ、ポスター、プログラム、入場券、写真等の印刷・コピー代等 |                      |
| 通信運搬費    | はがき、切手代等の案内物の発送費等               |                      |
| 会場設営費    | 会場設営に必要となる費用等                   |                      |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、物品等の借り上げ料等                |                      |
| 保険料      | 傷害保険料等                          |                      |
| その他      | その他大会・行事に必要な経費                  |                      |